

岐阜県公報

号外 (一) 平成二十一年五月四日

三 次

公 示

戦略的企業誘致促進事業委託業務に係るプロポーザルに関する実施公知
かる実施公知

(情報産業課)

ベーベ

戦略的企業誘致促進事業委託業務に係るプロポーザルに関する実施公知
かる実施公知

平成二十一年五月四日

岐阜県知事 田辯 譲

署

1 業務概要

(1) 提案を募集する業務の名称

戦略的企業誘致促進事業委託業務 一式

(2) 提案を募集する業務の内容

「戦略的企業誘致促進事業委託業務」プロポーザル募集要項による。

2 参加者の資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等で構成される団体（以下「共同体」という。）であること。

また、単独の法人等にあっては下記(1)から(6)までのすべての要件を満たす必要があり、共同体にあっては代表構成員が(1)を満たし、かつ、すべての構成員が(2)から(6)までのすべての要件を満たす必要があること。

(1) 日本国に本社、本店又は活動拠点を置いている法人等であること。
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）に、次の又はイのいずれ

かに該当する者がないこと。

- ア 破産者で復権を得ない者
イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

- ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- （5） 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号） 第2条 第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- （6） 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく資格停止措置を受けていないこと。

3 プロポーザル手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500 8570 岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号

岐阜県産業労働観光部情報産業課情報産業担当

電話 058 272 8375

(2) プロポーザルに係る募集要項等の交付期間及び交付場所

- ア 交付期間 平成20年5月12日（月）から平成20年5月23日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前8時30分から午後6時15分まで

- イ 交付場所 3の(1)に同じ。

(3) プロポーザル参加申込書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 平成20年5月12日（月）から平成20年5月23日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前8時30分から午後6時15分まで

ただし、最終日は午後2時まで（郵送の場合は、平成20年5月23日（金）午後2時到着分まで有効）

イ 提出場所 3の(1)に同じ。

ウ 提出方法 持参又は配達記録による郵送

（4） 企画提案書等の提出期間、提出場所、提出方法及び提出部数

ア 提出期間 平成20年5月13日（火）から平成20年5月30日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前8時30分から午後6時15分まで

ただし、最終日は午後2時まで（郵送の場合は、平成20年5月30日（金）午後2時到着分まで有効）

イ 提出場所 3の(1)に同じ。

ウ 提出方法 持參又は配達記録による郵送

工 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

（5） 企画提案の失格又は無効

本公告に示したプロポーザルに参加する資格のない者及び以下のいずれかに該当する者の提案は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出されたとき。

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載したとき。

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があつたとき。

エ 募集要項に違反すると認められるとき。

オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

(6) 企画提案の審査方法

企画提案の審査は、提出された企画提案書及び関係書類並びにプレゼンテーション内容について、「戦略的企業誘致促進事業委託業務」プロポーザル審査会において審査を行う。

4 その他

- （1） プロポーザル参加に係る費用は、参加者の負担とする。

- （2） 提出された企画提案書等は、返却しない。

- （3） 詳細は、「戦略的企業誘致促進事業委託業務」プロポーザル募集要項による。